

栃木県薬物乱用防止基本計画

VERY  
GOOD  
LOCAL  
とちぎ

# とちぎ 薬物乱用防止 推進プラン

2016～2020

概要版

「薬物乱用のない社会」の実現をめざして  
～健康で、安心して暮らすことができる「とちぎ」づくり～



平成28年3月  
栃木県

# 第1章 計画の策定

## 1 計画策定の趣旨

近年、いわゆる危険ドラッグを使用した者が、意識障害等の症状を訴え救急搬送される事例や、交通事故等二次的な犯罪を引き起こす事例が多発し社会問題となったことから、国では、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）を改正し、危険ドラッグを指定薬物として指定するなどして、その製造、販売、所持等を規制するとともに、取締りについても薬事監視員に加えて麻薬取締員等に対する権限の付与や、指定薬物の疑いがある物品の収去規定を創設するなど対策の強化を図っています。その一方で、規制を逃れるために、指定薬物の化学構造を一部変えた指定薬物と同等の作用を有する危険ドラッグの流通が未だに見られます。

また、本県における薬物事犯検挙人員に占める覚せい剤検挙人員の割合は9割以上と高く、そのうち再犯者の割合が6割を超えており、薬物乱用防止対策において薬物依存症対策は大きな課題の一つとなっています。

このような状況を踏まえ、県では、知事指定薬物を指定し危険ドラッグの規制を強化するとともに、薬物依存症からの回復支援を含めた総合的な対策を推進するため、平成27年6月に「栃木県薬物の濫用の防止に関する条例」（平成27年第31号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例に基づく施策や基本的な考え方を示すため、新たに「とちぎ薬物乱用防止推進プラン」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、条例第6条の規定により、薬物乱用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の薬物乱用の防止に関する基本的な計画を定めるものです。

また、この計画は、栃木県薬物乱用対策実施方針との整合性のとれたものであるとともに、医療法に基づく「栃木県保健医療計画」、障害者基本法に基づく「とちぎ障害者プラン21」、教育基本法に基づく「栃木県教育振興基本計画」、栃木県青少年健全育成条例に基づく「とちぎ青少年プラン」、と調和のとれたものとなっています。

## 3 計画の期間

この計画は、平成28（2016）年度を初年度とし、平成32（2020）年度までの5か年を計画期間とします。

なお、今後の社会情勢などの変化に対応した適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 第2章 薬物乱用をめぐる現状と課題

### 1 乱用薬物に関する法規制の状況

#### (1) 乱用薬物を規制する法律等

乱用される薬物は、表1のとおり様々な法律によって規制されています。

表1 乱用薬物を規制する法律

法律名		分類名	薬物等名
麻薬及び向精神薬取締法 <sup>1</sup>	麻薬	アヘンアルカロイド	モルヒネ、ヘロイン 等
		コカインアルカロイド	コカイン 等
		合成麻薬	ペチジン、MDMA、LSD 等
		麻薬原料植物	コカ、マジックマッシュルーム 等
	向精神薬	睡眠剤	トリアゾラム 等
		精神安定剤	メプロバメート 等
		食欲抑制剤	フェンテルミン、マジンドール 等
		鎮痛剤	ペンタゾシン 等
		中枢神経興奮剤	メチルフェニデート（リタリン） 等
	麻薬向精神薬原料	サフロール、無水酢酸 等	
あへん法 <sup>2</sup>		けし、あへん、けしがら	
大麻取締法 <sup>3</sup>		大麻草及びその製品 (大麻草の成熟した茎及びその製品、種子及びその製品を除く。)	
毒物及び劇物取締法 <sup>4</sup>	興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物、劇物	トルエン、シンナー 等	
覚せい剤取締法 <sup>5</sup>	覚せい剤	アンフェタミン、メタンフェタミン 等	
	覚せい剤原料	エフェドリン、フェニル酢酸 等	
医薬品医療機器等法	指定薬物	亜硝酸イソブチル(RUSH)、 $\alpha$ -PVT 等	
	無承認医薬品	危険ドラッグ 等	

また、近年大きな社会問題となっている危険ドラッグについては、図1に示すとおり、医薬品医療機器等法によって無承認医薬品としての規制を受けるほか、その物質が特定され、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであれば、同法により指定薬物として指定され、製造、販売、所持等の規制を受けます。

<sup>1</sup> 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年3月17日法律第14号）

<sup>2</sup> あへん法（昭和29年4月22日法律第71号）

<sup>3</sup> 大麻取締法（昭和23年7月10日法律第124号）

<sup>4</sup> 毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）

<sup>5</sup> 覚せい剤取締法（昭和26年6月30日法律第252号）

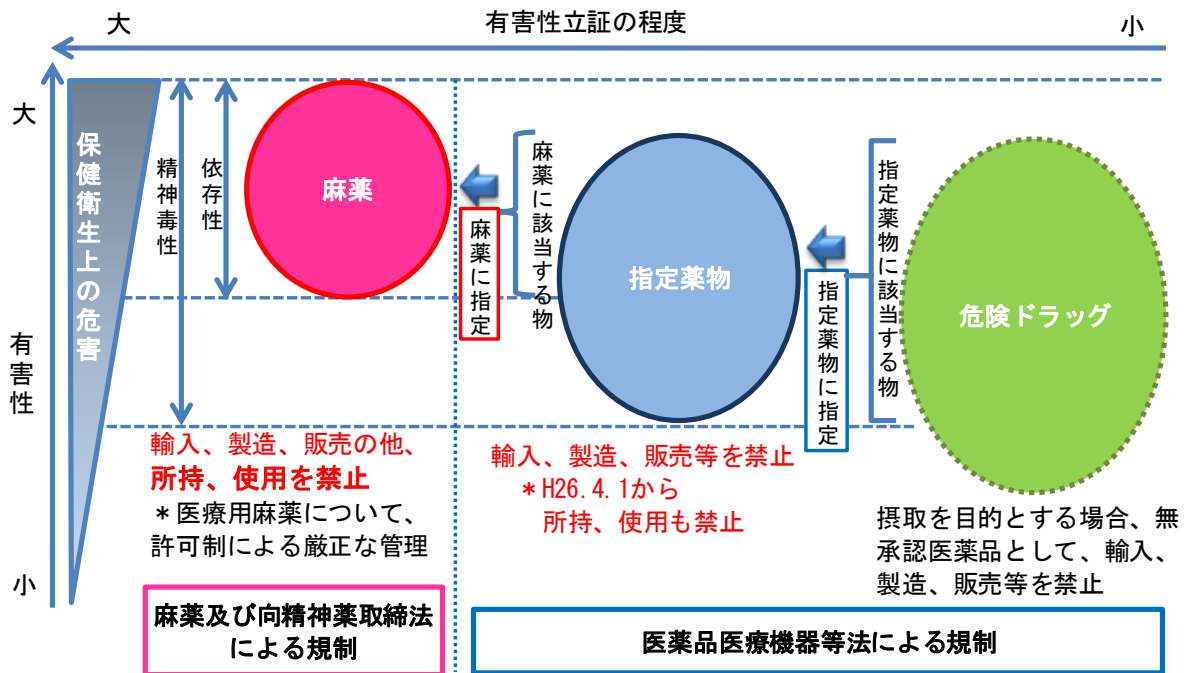


図1 危険ドラッグ等の法規制

さらに、条例において、指定薬物を含め表1に掲げる各法律で規制されていない物質であって、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであり、県の区域内において現に乱用され、又は乱用されるおそれのあると認められるものは知事指定薬物として指定し、規制を強化しています。

## (2) 指定薬物等の指定状況

### ア 医薬品医療機器等法による指定薬物の指定状況

平成27年末までに2,327物質が指定されている状況です。

### イ 知事指定薬物の指定状況

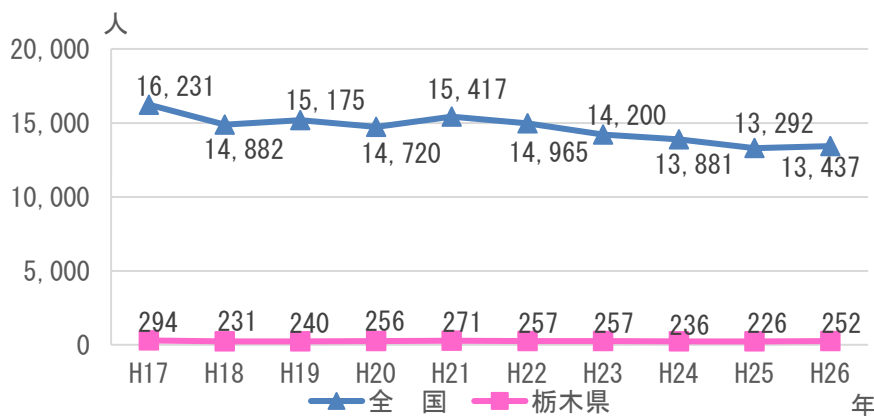
平成27年8月から平成27年末までに知事指定薬物に指定した物質は11物質でした。なお、知事指定薬物に指定した11物質は、その後、医薬品医療機器等法による指定薬物に指定されたことにより、知事指定薬物としての効力は失効しています。

## 2 薬物事犯等の状況

### (1) 薬物事犯検挙人員

平成26年の全国の検挙人員は13,437人であり、5年ぶりに増加しました。また、本県の平成26年の検挙人員は252人であり、近年は250人程度で横ばいの状況が続いています。

また、本県における平成26年の法令別検挙人員では、覚せい剤取締法による検挙人員が92%と大部分を占めています。



出典：厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料

図2 薬物事犯による検挙人員の推移

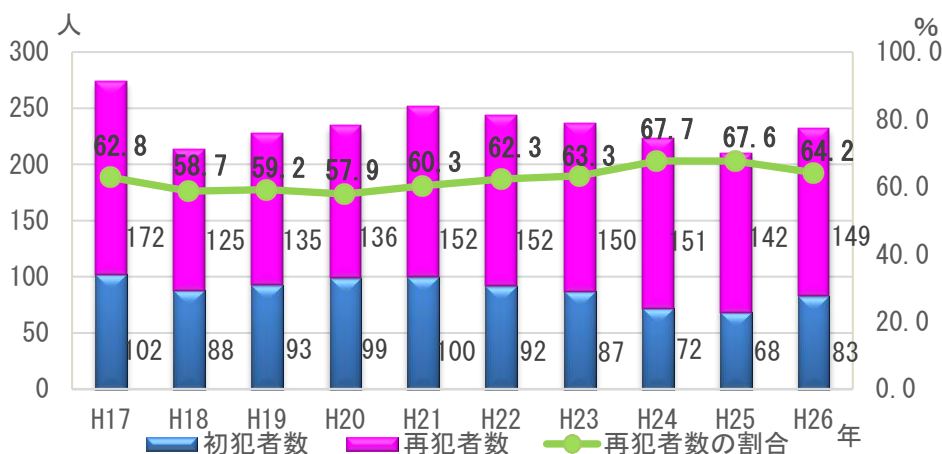
### (2) 未成年者薬物事犯検挙人員

平成26年における全国の薬物別未成年者薬物事犯の検挙人員は、覚せい剤によるものが94人、大麻は80人となっています。覚せい剤によるものは減少傾向にありますが、大麻は6年ぶりに増加しました。

また、平成26年における本県の未成年者薬物事犯検挙人員は2人（覚せい剤）であり、近年の検挙人員は少ない状況にあります。

### (3) 覚せい剤事犯による再犯状況

平成26年における本県の覚せい剤事犯の再犯者は149人で、再犯者率は64.2%です。近年の再犯者率は6割以上で推移しています。県内における法令別検挙人員に占める覚せい剤事犯は9割であり、かつ、再犯者率が高いことから、覚せい剤による薬物依存症者の再乱用防止が課題となっています。



出典：厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料

図3 本県の覚せい剤事犯における再犯者の推移

### (4) 危険ドラッグの乱用等の状況

平成26年における全国の危険ドラッグによる検挙人員は840人で、うち医薬品医療機器等法違反による検挙人員が最も多く492人でした。

また、全国の検挙人員840人のうち、本県の検挙人員は11人でした。

### 3 薬物乱用防止対策の課題

#### (1) 普及啓発

薬物乱用を未然に防止するためには、全ての人が薬物乱用の有害性や危険性について正しい知識を持つとともに、薬物乱用を根絶する規範意識の向上や、家庭及び地域社会において薬物乱用をさせない環境整備を推進する必要があります。

#### (2) 薬物相談

県民からの相談に対して、迅速かつ的確に対応する必要があります。そのため、県民が相談しやすい環境をつくるとともに、相談員の資質向上を図る必要があります。

#### (3) 取締り

危険ドラッグを含め、今後さらに潜在化、巧妙化する薬物事犯に対応するためには、取締り機関が連携して対策を講じるとともに、麻薬や向精神薬等の正規薬物による乱用もあることから、引き続き不正使用防止に向けた医療機関等への立入調査等を実施する必要があります。さらに、危険ドラッグなど多様化する乱用薬物に対応するためには、関係機関と連携して情報を収集するなど薬物に関する調査研究を行うとともに、保健衛生上の危害が発生する恐れがある物については、迅速に条例に基づく知事指定薬物の指定を行う必要があります。

#### (4) 再乱用防止

覚せい剤事犯の検挙人員の約6割は再犯者であることから、再乱用防止対策の強化が課題となっています。再乱用を防止するためには、薬物依存症者に対して効果的な治療回復プログラムを実施する必要があります。

また、薬物依存症者の状況に応じた専門医療機関での薬物依存症治療の充実を図るとともに、薬物依存症者を抱える家族等に対する支援や、関係機関や関係団体が連携して薬物依存症者の社会復帰支援を行う必要があります。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本目標

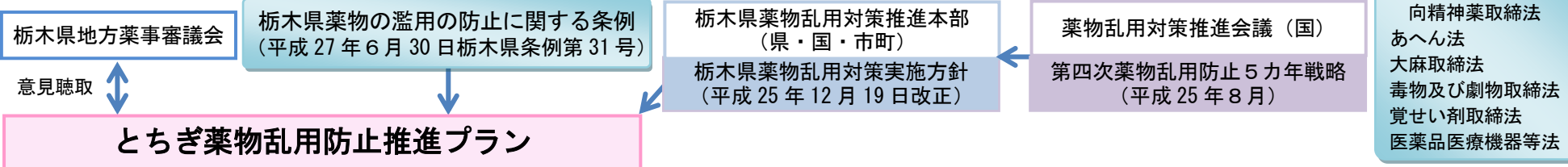
**「薬物乱用のない社会」の実現**  
～健康で、安心して暮らすことができる「とちぎ」づくり～

### 2 基本方向

基本目標の実現に向けて、本県における薬物をめぐる現状と課題を踏まえ、5年間の取組の4つの基本方向を示し、施策の展開を図ります。

また、4つの基本方向の下に12のプランを規定し、具体的な施策を展開します。

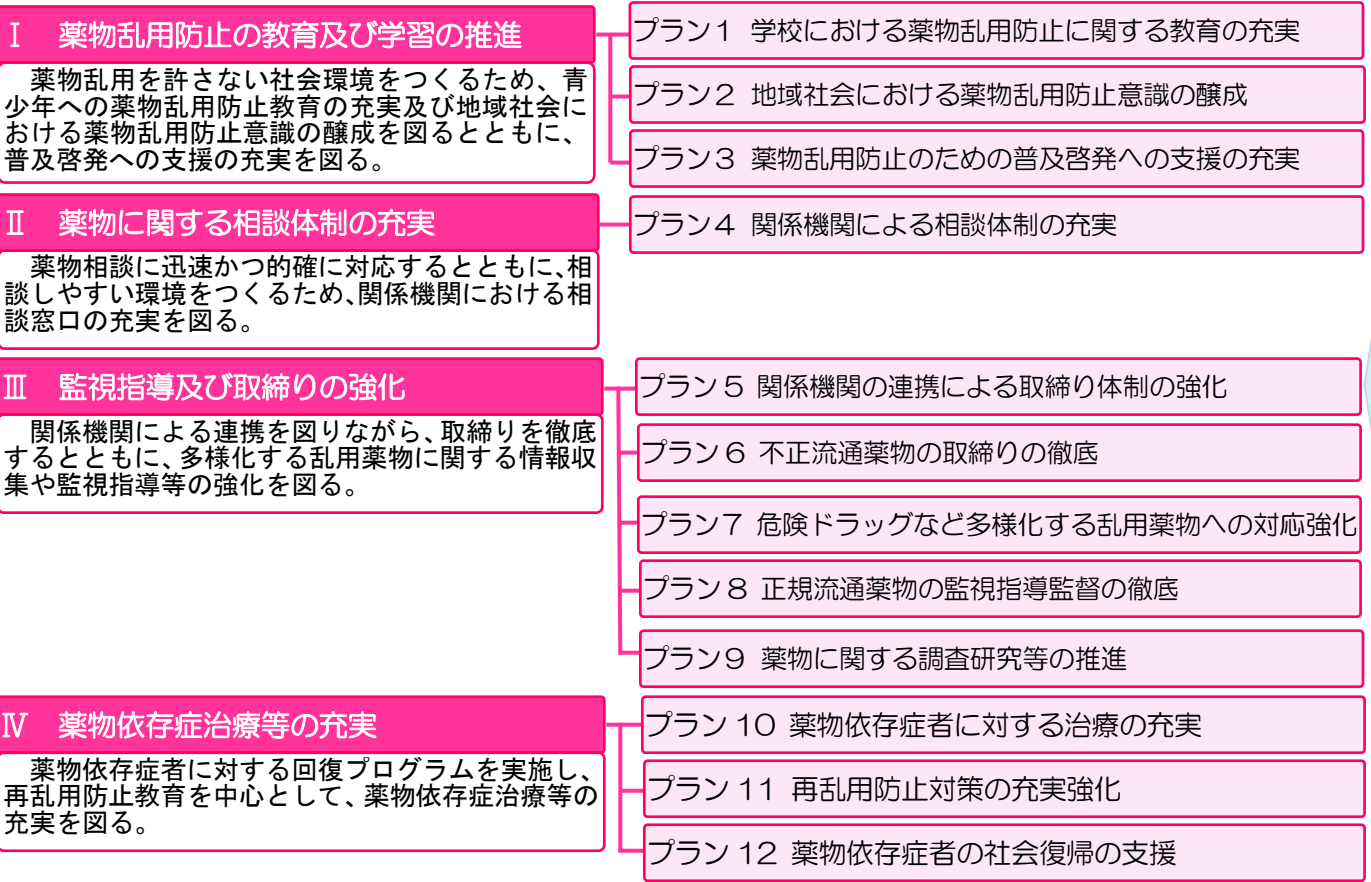
### 3 施策の体系



## とちぎ薬物乱用防止推進プラン

**基本目標** 「薬物乱用のない社会」の実現～健康で、安心して暮らすことができる「とちぎ」づくり～

### 基本方向

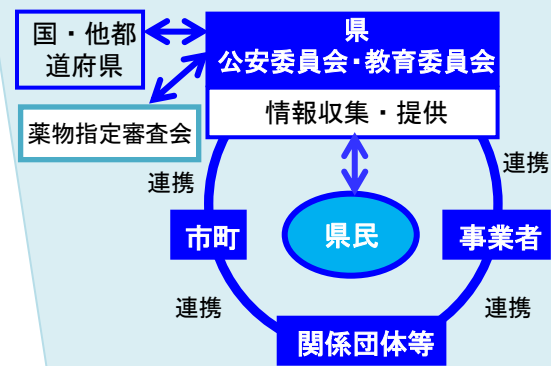


### 計画の推進

#### 1 責務

- 県**
  - ・施策の総合的な策定と実施
  - ・関係機関との連携
- 県民**
  - ・薬物乱用を防止するよう努める
  - ・県の施策に協力するよう努める
- 事業者**
  - ・薬物乱用を防止するよう努める
  - ・県の施策に協力するよう努める
  - ・違反行為に係る県への情報提供

#### 2 推進体制



#### 3 計画の評価

- ・定期的な評価
- ・栃木県地方薬事審議会への報告等

## 第4章 具体的な施策

### 1 施策一覧

#### I 薬物乱用防止の教育及び学習の推進

プラン	戦略	関係課
1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実	1 児童生徒の薬物乱用防止意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領に基づく薬物乱用防止に関する指導の実施</li> <li>・夏季休業前の啓発の推進</li> <li>・薬物乱用防止教室の実施</li> <li>・薬物乱用防止啓発演劇の実施</li> </ul>	文書学事課、薬務課、学校教育課、健康福利課、少年課
	2 薬物乱用防止教育内容の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止に関する指導の充実</li> <li>・長期休業前の薬物乱用防止に関する指導の徹底</li> </ul>	薬務課、学校教育課、健康福利課
	3 大学等における学生に対する普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止学生サポーターによる普及啓発の推進</li> <li>・麻薬・覚せい剤乱用防止運動のポスター配布による普及啓発の推進</li> </ul>	薬務課
2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成	1 地域住民への啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止指導員等による地域における啓発活動の実施</li> <li>・薬物乱用防止巡回パトロールの実施</li> <li>・街頭補導活動の実施</li> <li>・成人式における啓発活動の実施</li> <li>・薬物依存症フォーラムの開催</li> </ul>	障害福祉課、薬務課、生涯学習課、少年課
	2 各種運動、キャンペーンによる啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止広報強化期間における啓発活動の推進</li> <li>・青少年の非行・被害防止に係る強調月間における啓発活動の推進</li> <li>・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等における啓発活動の推進</li> </ul>	人権・青少年男女参画課、薬務課、学校教育課、健康福利課、少年課、組織犯罪対策第二課
	3 広報媒体を用いた幅広い啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な広報媒体を用いた幅広い啓発活動の実施</li> </ul>	広報課、薬務課、少年課、組織犯罪対策第二課
3 薬物乱用防止のための普及啓発への支援の充実	1 薬物乱用防止活動を担う人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止指導講習会等の実施</li> <li>・薬物乱用防止教室研修会等の実施</li> <li>・青少年育成関係者を対象とした薬物乱用防止講話の実施</li> </ul>	人権・青少年男女参画課、薬務課、健康福利課
	2 啓発用資材の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発用資材の作成、配布及び貸し出し</li> <li>・薬物乱用防止講習会等資料の作成</li> </ul>	薬務課、健康福利課、少年課
	3 各啓発活動への積極的な支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動に対する啓発用資材の提供</li> <li>・講習会の講師派遣等の支援</li> <li>・学校薬剤師との連携強化</li> <li>・先駆的な普及啓発活動の情報共有</li> </ul>	薬務課、健康福利課



## II 薬物に関する相談体制の充実

プラン	戦略	関係課
4 関係機関による相談体制の充実	1 迅速かつ的確な薬物相談等の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>各機関の相談窓口における迅速かつ的確な薬物相談等の実施</li> <li>各機関の相談窓口の周知</li> </ul>	くらし安全安心課、障害福祉課、薬務課、健康福利課、少年課、組織犯罪対策第二課
	2 相談業務に携わる人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物依存症相談担当者専門研修会の実施</li> <li>依存症関連相談技術研修会の実施</li> <li>少年補導職員及び少年相談専門職員等向け研修の実施</li> </ul>	障害福祉課、薬務課、少年課
	3 相談体制の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物関連問題連絡協議会の開催</li> <li>学校警察連絡協議会等における連携強化</li> </ul>	障害福祉課、薬務課、学校教育課、少年課

## III 監視指導及び取締りの強化

プラン	戦略	関係課
5 関係機関の連携による取締り体制の強化	1 関係機関相互の積極的な情報共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>取締り関係機関相互の情報交換等の連携協力</li> </ul>	薬務課、組織犯罪対策第二課
	2 関係機関連携による取締りの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関による合同捜査等の実施</li> </ul>	
6 不正流通薬物の取締りの徹底	1 組織犯罪対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物密売組織の壊滅に向けた情報分析・捜査体制の強化</li> <li>薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底</li> <li>密輸入事犯の取締りの強化</li> <li>様々な捜査手法、法令の活用</li> </ul>	薬務課、組織犯罪対策第二課
	2 犯罪収益対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物犯罪収益等に係る情報集約及び分析の強化</li> <li>薬物犯罪収益等の剥奪の徹底</li> </ul>	組織犯罪対策第二課
	3 巧妙化する密売方法への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物の密売を解明するための情報収集・協力体制等の強化</li> <li>薬物密売の広域化に対処するための連絡体制の強化</li> <li>薬物密売に対する各種法令を活用した取締りの徹底</li> </ul>	薬務課、組織犯罪対策第二課
	4 薬物乱用者に対する取締りの徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用者に対する取締りの徹底</li> <li>若年層薬物乱用者への取締り方策の検討等</li> <li>薬物乱用をほう助する者に対する取締り等の推進</li> </ul>	薬務課、少年課、組織犯罪対策第二課
7 危険ドラッグなど多様化する乱用薬物への対応強化	1 新たな乱用薬物等の流通及び使用実態の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット監視による危険ドラッグ等の実態把握</li> <li>危険ドラッグ等の試買調査等による実態把握</li> <li>医療機関等と連携した使用実態の把握</li> </ul>	消防防災課、医療政策課、薬務課、組織犯罪対策第二課

### Ⅲ 監視指導及び取締りの強化

プラン	戦略	関係課
7 危険ドラッグ など多様化する 乱用薬物への対 応強化	2 知事指定薬物の迅速な指定による規制の強化 ・他都道府県との連携による乱用薬物に関する情報の把握 ・知事指定薬物の指定と県民への情報提供	薬務課
	3 危険ドラッグを中心とした監視指導体制の強化 ・関係機関連携による監視指導の強化 ・他の都道府県との連携による監視指導体制の強化	薬務課、組織犯罪対策第二課
8 正規流通薬物の監視指導監督の徹底	1 医療機関等への計画的な立入調査の実施 ・医療機関等への計画的な立入検査の実施 ・毒物劇物販売者等への計画的な立入調査の実施 ・大麻栽培者への立入調査及び収去検査の実施	医療政策課、薬務課
	2 偽造・変造処方箋対策の充実 ・医療機関及び薬局と連携した偽造処方箋の防止 ・偽造処方箋の持ち込み防止	薬務課
9 薬物に関する調査研究等の推進	1 薬物の試験検査体制の強化 ・多種多様化する乱用薬物の試験検査体制の強化	保健福祉課、薬務課
	2 薬物に関する調査研究の推進 ・関係機関と連携した薬物に関する調査研究情報の収集 ・薬物に関する調査研究の推進 ・大麻に関する調査研究の推進	保健福祉課、薬務課、経営技術課

### Ⅳ 薬物依存症治療の充実

プラン	戦略	関係課
10 薬物依存症者に対する治療の充実	1 薬物依存からの回復に向けた薬物再乱用防止教育事業の実施 ・薬物再乱用防止教育事業の実施 ・薬物尿検査の実施 ・経過観察事業の実施	障害福祉課、薬務課
	2 専門医療機関における薬物依存症治療の充実 ・薬物依存症治療に関する専門医療の提供 ・中毒性精神障害者への対応	保健福祉課、医療政策課、障害福祉課、薬務課
	3 医療機関及び保険者等との連携強化による重複投与等の防止 ・医療機関及び保険者等との連携強化による重複投与等の防止	医療政策課、障害福祉課、薬務課、国保医療課
11 再乱用防止対策の充実強化	1 薬物依存症回復プログラムの充実 ・薬物依存症回復プログラムの充実 ・刑の一部執行猶予制度の施行を踏まえた、薬物依存症回復プログラムの活用の検討	障害福祉課、薬務課
	2 家族会事業の充実 ・家族会事業の充実	
	3 医療機関等との連携強化による回復支援 ・関係機関との連携強化 ・ファシリテーターの育成	
12 薬物依存症者の社会復帰の支援	1 薬物依存症者の自立と地域社会への復帰の支援 ・少年の立ち直り支援 ・薬物依存症者の自立と地域社会への復帰を支援	障害福祉課、薬務課、少年課

## 2 施策目標一覧

項目	施策目標	現状値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
プラン1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実	薬物乱用防止教室実施率 ・中学校 ・高等学校	77.3% 90.7%	100%
	薬物乱用防止学生サポーター数(累計)	10人 (H27.10現在)	150人
プラン2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成	薬物乱用防止指導員の活動率	89.5%	100%
プラン4 関係機関による相談体制の充実	依存症関連相談技術研修会受講者数(累計)	30人 (H27.10現在)	150人
プラン7 危険ドラッグなど多様化する乱用薬物への対応強化	危険ドラッグ等の販売店舗数	0店舗 (H27.10現在)	0店舗
プラン8 正規流通薬物の監視指導監督の徹底	正規薬物取扱者等への立入調査率 ・免許者・許可業者等	33.2%	35%
プラン10 薬物依存症者に対する治療の充実	薬物再乱用防止教育事業への参加率	9.1%	20%
	経過観察指導の修了者(累計)	8人	30人
プラン11 再乱用防止対策の充実強化	再乱用防止教育事業参加者の再犯率(累計)	11.0%	10%

## 第5章 計画の推進

### 1 責務

主体	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用防止に関する施策を総合的に策定し実施します。</li> <li>実施に当たっては、国、他の都道府県、市町村、薬物乱用防止を目的とする団体等と緊密な連携を図ります。</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物乱用を防止するよう努めます。</li> <li>県が実施する薬物乱用防止に関する施策に協力するよう努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動を行うに当たって、薬物乱用防止に努めるとともに、県が実施する薬物乱用防止に関する施策に協力するよう努めます。</li> <li>薬物乱用に関して法令に違反する行為があったことを知ったときは、違反行為に係る情報を県に提供するよう努めます。</li> </ul>

## 2 推進体制

薬物乱用防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県、教育委員会及び公安委員会は、相互に連携、協力して、薬物乱用防止に関する情報を収集し、整理、分析を行った上で、県民への積極的かつ迅速な情報提供に努めるとともに、調査、指導その他の措置を実施します。

関係機関等	連携の強化
国、他の都道府県	・乱用薬物のインターネットでの販売等に見られるように、広域的な対応が求められる課題や、全国的な規制での対応が必要になる問題があることから、国や他の都道府県等との緊密な情報共有のもと、協議、調整等を行い、計画の着実な推進に努めます。
市 町	・教育や学習の場や機会の提供、消費者相談等、県民にとって身近なサービスを行う市町との連携、協力のもと、計画の着実な推進に努めます。
関係団体	・専門医療等の提供、教育や学習を担う専門知識を持った人材の提供、自助活動や家族会活動の実施など、保健・医療・福祉等関係団体との連携、協力のもと計画の着実な推進に努めます。 ・危険ドラッグ等の販売店舗の出店を防止するため、県内不動産関係団体と協定を締結するなど、関係団体との効果的な連携の推進を図ります。

## 3 計画の評価

### (1) 定期的な評価

県は、本計画の中間年度である平成 30 年度に、基本目標の実現に向けて本計画に定めた具体的な施策の取組状況や目標値の進捗状況を確認し、中間評価を行います。

また、中間評価に限らず、毎年度進捗状況の管理を行い、適切な分析、対応を行います。

### (2) 栃木県地方薬事審議会への報告等

計画の進捗状況の評価に際しては、関係機関や学識経験者等によって構成される栃木県地方薬事審議会において、具体的な施策の取組状況や目標値の達成状況等の分析結果を報告します。



編集発行／栃木県

保健福祉部薬務課  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号  
TEL 028-623-3119 FAX 028-623-3121  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用